

入札公告

このことについて、次のとおり条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和5年9月28日

宮崎市長 清山 知憲

1 工事等

- (1) 工事名 宮崎市民プラザ高圧受変電設備改修工事
- (2) 工事場所 宮崎市橘通西1丁目1番2号
- (3) 工期 令和7年3月17日
- (4) 公表金額 154,200,000 円（予定価格×100/110）
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 業種 電気工事
- (7) 工事概要 宮崎市民プラザの高圧受変電設備（高圧気中負荷開閉器、高圧電気幹線の更新含む）の改修工事 一式
- (8) 建設リサイクル法 非対象
- (9) 契約番号 494

2 参加資格要件

本工事の条件付一般競争入札に参加できるものは、以下に掲げる要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体の構成要件

①	共同企業体の結成は自主結成とし、構成員は2とする。
②	共同企業体の構成員の組み合わせは、(2)及び(3)の1)及び(3)の2)に規定する代表構成員の資格要件を満たすものと、(2)及び(3)の1)及び(3)の3)に規定する第2構成員の資格要件を満たす者との組み合わせとする。
③	構成員は、本工事における他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
④	代表構成員の出資比率は各構成員のうち最大の出資比率とし、かつ、各構成員の出資比率は30%以上とする。

(2) 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑤ 本工事の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(3) 共同企業体構成員の資格要件

1) 構成員の共通要件

①	名簿登載	・入札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿の電気工事（市内A）に登録があること。 ・電気工事において、有効な経営事項審査結果があること。
②	本店所在地	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎市内に有すること。
③	施工実績	・当該年度を含む過去6か年度において、国又は地方公共団体等の発注工事した電気工事を元請で施工、完了している実績（共同企業体の構成員としては、出資比率が20%以上）があること。 ・当該年度を除く過去2か年度に、本市（上下水道局含む）が発注し、完了した建設工事があるときには、宮崎市工事検査要綱に定める工事成績表の評点が65点以上であること。
④	手持制限	本市（上下水道局含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した案件と同業種の工事で、完了していない工事（落札・落札候補者となっている案件含む）の合計金額が1億円を超えていないこと。

2) 代表構成員の資格要件

①	経営事項審査評定値	(3)の1)における経営事項審査の直近の総合評定値が950点以上であること。
②	建設業許可	建設業法第3条第1項の規定に基づく電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
③	配置予定技術者	建設業法に定める1級電気工事施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。 なお、主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。 また、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。

3) 第2構成員の資格要件

①	建設業許可	建設業法第3条第1項の規定に基づく電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。
②	配置予定技術者	建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 なお、主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。 また、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。

3 本工事に関する担当課

建築住宅課

4 設計図書等

(1) 設計図書等の配布

入札情報サービスシステムからダウンロードすること

(2) 設計図書等に関する質疑

① 提出期限

公告日から入札日の4日前の正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

② 提出先

工事担当課

③ 質疑に関する回答

入札日の2日前の正午までに行う。なお、質疑事項と回答は、宮崎市ホームページ及び入札情報サービスシステムに掲載するほか、総務部契約課内に掲示する。

(3) 現場説明会

無

5 入札参加申込手続等

(1) 入札参加申込に必要な書類の交付

交付場所	宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからダウンロード
交付書類	①条件付一般競争入札参加申込書（共同企業体用）（様式第2号） ②特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式第3号） ③委任状（様式第6号）

(2) 入札参加申込の受付

受付場所	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
受付期間	公告日から令和5年10月13日まで （土曜日、日曜日及び祝日を除き、8時30分から17時15分まで）
提出方法	持参又は郵送（郵便書留に限る。）とする 郵送の場合、令和5年10月13日 17時15分までに必着。
提出書類	(1)の交付書類の欄に掲げる書類

6 入札の日程等

(1) 入札日程【電子入札】

	期間・期日等	場所・留意事項
入札書受付期間	令和5年10月24日 午前7時から 令和5年10月25日 午前11時00分まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。
開札日時	令和5年10月25日 14時00分	宮崎市役所 契約課 第1入札室

(2) その他

入札の無効	① 宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。 ② 工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。 ③ 開札時点で、参加資格要件にある手持制限の金額（落札候補者を含む）を超えた場合はその入札を無効とする。
入札保証金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。

7 落札者の決定方法

落札者の決定方法	規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内で、規則第128条に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、市長が落札候補者に競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。
提出書類	落札候補者の入札参加資格を確認するため、施工実績の提出を求める場合がある。
提出期限	入札日の翌日から3日以内

8 契約及び支払い

仮契約	規則第104条の規定による仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約とみなす。ただし、電子入札参加心得第17に該当する場合を除く。			
契約保証金	契約保証金の取扱いは、規則第105条の規定による。			
支払条件	前払金・中間前払金	有	部分払0回	完成払

9 掲示場所及び期間

掲示場所	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市役所 本庁舎前掲示場 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517		
	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517		
掲示期間	公告の日から掲載終了日まで ※ただし、総務部契約課における掲示の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。		

掲示終了日 令和5年11月1日